

新型コロナウイルス感染拡大を契機とした  
オンライン・リモート取引拡大における法的問題点

2023年3月

金 融 法 務 研 究 会

## は し が き

本報告書は、本研究会第2分科会における2020年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、2020度は「新型コロナウイルス感染拡大を契機としたオンライン・リモート取引拡大における法的問題点」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「個人顧客との取引のオンライン化にあたっての諸問題」（沖野眞已担当）、第2章で「オンラインによる預金取引開始時の法的問題」（中田裕康担当）、第3章で「貸出・担保取引をはじめとする法人取引のオンライン化にあたっての諸問題—押印と私文書の成立の真正の証明」（松下淳一担当）、第4章で「銀行取引における非対面手続と今後の拡充にあたっての諸問題——署名や押印の省略を中心に——」（山下純司担当）、第5章で「既存の普通預金において新規の手数料を設けることについて（主として、定型約款の変更の問題として）」（山田誠一担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、オンライン・リモート取引を3種に分けたうえで、そのうちの「遠隔面談型」の取引における留意点について検討する。第2章においては、オンラインで預金取引を開始する際の法的課題を、銀行の普通預金を中心に検討する。第3章においては、民事訴訟において契約の成立を証明するために、押印を基礎としたいわゆる二段の推定が用いられていることを説明した上で、二段の推定によらずに契約の成立を認定した近時の裁判例の紹介がされている。第4章においては、非対面による銀行取引の拡充の前提として、とくにペーパーレス化にあたっての電子書面の法的位置づけや、署名捺印の方法という観点から考察を加える。第5章においては、普通預金規定のなかに手数料についての規定を設けることで、既存の普通預金契約の預金者が手数料を支払う債務を負うことになるかという問題について、定型約款の変更の規律の適用という観点から検討する。本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、第2分科会では、2021年度・2022年度は「本人又は被相続人の財産を管理する者との金融取引に関する法的問題」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

2023年3月  
金融法務研究会座長  
岩原紳作